

令和7年度 赤い羽根

今年も予算30万円で
実施します！

地域づくり応援助成金

東郷町内で活動するボランティア団体・町民活動団体が地域福祉推進の視点から「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指す事業に対して赤い羽根共同募金配分金を財源に活動支援をします。



助成対象

東郷町社協ボランティアセンターまたは東郷町民活動センターに登録しているか、町および社協助成団体であること。

助成金額

1団体につき、事業型助成3万円、備品購入型助成1万円を限度とします。

受付期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月15日（金）まで。

助成の種類

- ① 事業型（新しい活動・取り組みを支援）
 - ② 備品購入型（活動に必要な備品の購入等を支援）
- ※併用はできません。

申請手続き

受付期間内に申請書を提出し、審査会に参加ください。

審査委員へ申請事業の内容についてご説明いただきます。

日時：令和7年8月28日（木）午後1時30分

場所：東郷町福祉センター 2階 会議室にお集りください。

※審査会にかならずご参加ください。

審査方法

審査委員が申請内容を審査いたします。

申請書は、社協HPから
ダウンロードできます→



【申し込み・問い合わせ先】

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会 担当：地域福祉係

電話：0561-37-5411 FAX：0561-37-5412

※詳細は裏面をご覧ください！



【赤い羽根地域づくり応援助成事業募集要項】

項 目	内 容
目的	この事業は、東郷町内で住民や団体等が主体的に行う地域福祉活動に対し、赤い羽根共同募金を財源に助成を行い、地域福祉の活性化と共同募金運動の理解を図ることを目的とする。
対象団体	(1) 規約その他これに類するものを持ち、東郷町内において継続的にボランティア活動又は地域を限定せず、主に町民を対象とした活動を行う団体 (2) 構成員の5名以上が東郷町民で構成されている団体 (3) 設立後継続的に1年以上活動している団体 (4) 町民による自主的で営利を目的としない公益的な活動であって、その活動が宗教・政治に関するものではない団体 (5) その他本会会長が認めた団体
対象となる事業	(1) 地域住民を対象として住民の福祉意識を高め、地域への貢献が認められる事業 (2) 申請の事業計画が明確で具体性があり、企画内容が地域社会のニーズや課題を的確に捉えていること (3) 独創性があり、他の団体の模範と認められる事業 (4) 助成申請額の3分の2以内の必要な備品（耐久年数1年以上かつ購入金額1万円以上）の購入事業、または新しい取り組み（事業）。 (5) その他本会会長が認める事業
助成額	1団体につき、事業型助成3万円、備品購入型助成1万円を限度とする。
審査方法	審査委員会において次の基準により審査を行う。なお、審査は説明会を経てその後最終審査において、助成対象事業及び助成額を決定する。
申請方法	助成金の交付を受けようとする団体は、「赤い羽根地域づくり応援助成事業交付申請書」に次の書類を添付して本会会長に提出する。
申請書類	(1) 事業収支予算書 (2) 団体の概要がわかる資料・パンフレット等 (3) 事業計画 (4) 会則、規約 (5) 会員名簿（住所のわかるもの） (6) その他本会会長が必要と認める書類事業収支予算書

